

特惠税率の適用における「積送基準」について

- 「積送基準」とは、特惠税率の適用の対象となる原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準のことです。
- 第三国を経由して日本へ輸入する場合で、特惠税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告に際して、積送基準を満たすことを示す書類(運送要件証明書)の提出が必要となります(課税価格の総額が20万円以下の場合を除く。)

1. 「積送基準」を満たすためには

経済連携協定(EPA)又は一般特惠関税制度(GSP)を利用して特惠税率の適用を受けるためには、積送基準に関して、次の①又は②の条件を満たす必要があります。

- ① 第三国を経由することなく、原産国から日本へ直送されること。
- ② 第三国を経由する場合には、当該第三国において(※1)積替え及び一時蔵置(当該第三国の税関の監督下で行われるもの(※2))以外の取扱いがされないこと。

(※1)第三国を経由する場合、GSPについては、原則として、「運送上の理由による」必要があります。

「運送上の理由による」とは、具体的には、原産国が内陸国である場合等日本への直接の輸送方法がなく、第三国を経由して日本へ輸送せざるを得ない場合をいいます。

(※2)「当該第三国の税関の監督下で行われるもの」について、メキシコ協定、ペルー協定、オーストラリア協定、CPTPP、EU協定、英国協定、RCEP協定及び日米貿易協定並びにGSPにおいては、積替え及び一時蔵置が第三国の税関の監督下で行われることが要件とされています。



2. 積送基準を満たすことを示す書類の提出

積送基準を満たすことを示す書類(運送要件証明書)として次の①～③のいずれかを輸入申告に際して税関に提出する必要があります(課税価格の総額が20万円以下の場合を除く。)

- ① 原産国から日本の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し
- ② 積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品がされた第三国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
- ③ (①又は②が提出できないことにつき相当の理由がある場合には、) 第三国において積替え及び一時蔵置(当該第三国の税関の監督下で行われるもの)以外の取扱いがされなかったことを証する書類 (※下線部の要件については上記1. ②をご確認ください。)

積送基準に関するQ&A

Q.1 貨物を管理コストの安い第三国にて一時蔵置し、商機を見て日本へ輸入する。原産国から第三国へ発送する時点では、日本に輸出することが決まっていなくても、EPA税率の適用は可能か。

A.1 EPAの積送基準においては、GSPと異なり「運送上の理由による」との要件がないため、貨物を第三国で一時蔵置し、商機を見て輸入しても、第三国で一時蔵置以外の取扱いがされていないのであれば、積送基準を満たすこととなります。

ただし、EPAの利用に当たっては、原産地証明書等が必要です。第三者証明制度に基づく原産地証明書は、原則として原産国からの輸出時に取得する必要があるため、質問のケースでは原産地証明書の取得は困難と考えられますが、自己申告制度に基づく原産品申告書については、輸出後に作成することも可能です。

Q.2 運送要件証明書について、運送の契約上、通し船荷証券が発行されず、また、経由国の税関当局が非加工証明書を発行していない。第三国において積替え以外の取扱いは行われていないことは確認できるが、積送基準を満たすことを証明するために、具体的にどのような書類を提出すればよいか。

A.2 通し船荷証券の写しや非加工証明書が提出できない場合の提出書類としては、例えば、以下のア、イ及びウが一連の書類として考えられます。

ア 原産国から日本への貨物の流れや貨物の同一性を確認するための原産国から第三国、第三国から日本への運送関係関連書類(船荷証券等)

イ 第三国で積替え及び一時蔵置以外の取扱いがなされていないことを証明するための倉庫の管理責任者等による非加工の証明書類

ウ 税関の監督下にある保税地域への搬出入記録

必要となる書類は個別事案によりますので、必要に応じて、各税関の原産地調査官部門にご相談ください。事前教示制度の利用も可能です。

なお、これらの書類の提出が困難であると認められるときは、原産国から日本への運送経路及び第三国において積替え及び一時蔵置(第三国の税関の監督下で行われるもの(注))以外の取扱いがなされていないことを確認したうえで、積替地等について記載された権限のある当局が発給した原産地証明書を提出することも可能です。ただし、第三国において積替え及び一時蔵置(第三国の税関の監督下で行われるもの(注))以外の取扱いがなされている事実が判明した場合は、特惠税率の適用が否認される可能性がありますのでご注意ください。

(注)「第三国の税関の監督下で行われるもの」の要件については、1ページ目の1. ②の(※2)をご確認ください。

Q.3 上記A.2の「書類の提出が困難であると認められるとき」とは具体的にどのような場合か。

A.3 通常の貿易取引において積送基準を満たしていることを証する書類が容易に入手できない場合をいいます。

積送基準を満たすことを示す書類(運送要件証明書)に関してご不明な点がある場合は、各税関の原産地調査官までお問合せください。

お問合せ先
はこちら



税関
Japan
Customs